(二)　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
愛國討奸社	竹内　恒夫	二六、八、三一
学信会	加藤　学	二六、五、二〇
グローバルネットワーク研究会	舛添　要一	二六、七、三一
原発なくても電気はたりる	藤島　利久	二六、三、二六
興亜新聞社	小川　晃	二五、一二、三一
国策政治研究協議会政治結社飯田塾	飯田　光男	二六、七、一六
七条明新政策研究会	七条　明	二五、一二、二七
新党日本関西総支部	田中　康夫	二六、六、二五
政治結社亜細亜民族同盟興亜塾総本部	小川　晃	二五、一二、三一
政治結社義舟連合会九州本部	政樹　陽介	二五、一二、二三
政治結社皇國清心塾	青山　信雄	二五、一二、三一
政治結社士魂塾	川田　正美	二六、七、一八
政治結社大日本憲心會	柴田　一成	二六、八、三一
政治結社大日本黎明會総本部	松元　龍二	二六、七、六
政治結社雄魂塾	忽滑谷　明	二六、七、二八
高輪皐月政経懇話会	福田　晃丈	二五、一二、三〇
電機連合南九州政治活動委員会	藤元　真司	二六、九、六
東京高和会	髙松　和夫	二六、四、三〇
特別会計を改革する会	松浦　武志	二六、八、八
都市政策研究会	長堀　守弘	二六、七、一〇
南陽会	深谷　隆司	二六、七、七
深谷隆司後援会	深谷　隆司	二六、七、一〇
炎のチャレンジャー	山本ひとみ	二六、八、二三
松田まなぶ君を育てる会	阿部　静男	二六、七、一
緑の人々	奥山　妙子	二六、八、五
民族団体草莽塾函館支部	髙橋　圭一	二六、八、二二
靖国神社参拝会	赤澤　真弓	二六、八、一

○総務省告示第三百八十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十六年十一月四日

総務大臣　山本　早苗

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
岡下　昌平	衆議院議員、大阪府議会議員	岡下政経研究会	大阪府堺市中区深井沢町三三〇一	岡下　昌平	二六、五、二〇

○総務省告示第三百八十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十六年十一月四日

総務大臣　山本　早苗

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
犬丸　勝子	参議院議員	国民党	政治団体の名称	国民党	無所属の輪
遠藤　宣彦	参議院議員	「遠藤のぶひこ」を育てる会	公職の種類	参議院議員	衆議院議員
中野　寛成	衆議院議員	新時代政策研究会	主たる事務所の所在地	大阪府豊中市曽根西町三―五―三四	大阪府豊中市曽根西町一―二―四

○総務省告示第三百九十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十六年十一月四日

総務大臣　山本　早苗

(一)　法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
松浦　武志	衆議院議員	特別会計を改革する会	埼玉県新座市新堀二―九―一三	松浦　武志	二六、八、一一

(二)　法第十九条第三項第二号による届出

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日
岡下　信子	衆議院議員	岡下政経研究会	大阪府堺市中区深井沢町三三〇一	岡下　信子	二六、五、一九
加藤　学	衆議院議員	学信会	東京都台東区駒形一―六―三	加藤　学	二六、七、一四
七条　明	衆議院議員	七条明新政策研究会	東京都港区赤坂二―二―一	七条　明	二六、八、二七
髙松　和夫	衆議院議員	東京高和会	東京都品川区北品川三―六―四七	髙松　和夫	二六、六、二七
玉置　一弥	参議院議員	産業問題研究会	京都府京都市伏見区両替町四―三〇四	玉置　一弥	二六、七、一六
中野　寛成	衆議院議員	新時代政策研究会	大阪府豊中市曽根西町三―五―三四	中野　寛成	二六、五、二七
舛添　要一	東京都知事	グローバルネットワーク研究会	東京都世田谷区代田三―四八―一	舛添　要一	二六、八、六

○総務省告示第三百九十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出について、地球問題環境会議から訂正の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（平成二十五年総務省告示第四百九号）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十六年十一月四日

総務大臣　山本　早苗

(イ)　国会議員関係政治団体以外の政治団体の部地球問題環境会議の項中「大阪府東大阪市川田一―二―二一」を「大阪府東大阪市川田一―二―二〇」に改める。